

【2023 年第 13 号】

## FSIE 制度の処分益スコープ拡大 による税務条例改正

2023 年 10 月 30 日

區 雅晴 CARRIE AU

香港法人営業部  
アドバイザー室

T +852-2823-6091

E CARRIE\_NC\_AU@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行  
MUFG Bank, Ltd.  
(Incorporated in Japan with limited liability)  
A member of MUFG, a global financial group

欧州連合(EU)が 2021 年に香港を「税務上非協力的な国・地域のリスト」(EU ウォッチリスト)に追加したことを受け、香港政府はオフショアの受動的所得に対する免税制度(FSIE 制度)の見直しに積極的に取り組んでいる。最初の改正は 2023 年 1 月 1 日に施行<sup>1</sup>された。これに対し EU は肯定的なコメントを出したものの、2023 年 2 月に公表された EU リストには、依然として香港が掲載されたままとされている。その理由は、現状の FSIE 制度において、海外処分益の課税範囲は株式取引に限定されており、その範囲が十分に包括的ではなく、最新ガイドラインの要件を満たしていないと判断されたためである。その対策として、香港政府は FSIE 制度を再改正し、処分益に対する課税範囲をさらに拡大することを計画している。本稿では、提案されている税制改正法案の背景と詳細、及び香港に拠点を置く企業への影響について解説する。

### 1. 背景

本年 1 月に発効された FSIE 制度は、多国籍企業グループの構成企業(対象企業)における海外から受領する①利息、②配当、③持分処分益、および④知的財産権(IP)の使用による所得のみを対象としている。外国子会社から受け取る利息について、香港で実質的な経済活動が行われなければ、香港の課税対象となる。オフショアからの配当および持分処分益は経済的実体要件を満たさなくても資本参加免税制度で救済される可能性がある。オフショアの知的財産権による所得に関しては、免税範囲を決定するためのネクサス・アプローチが適用される。つまり、適格知的財産から得られる適格知的財産所得は、ネクサス比率(後述)によって免税対象となる。

2022 年 12 月に EU は最新 FSIE ガイダンス<sup>2</sup>を公布した。更新された FSIE ガイダンスでは、処分益(EU の用語では「キャピタルゲイン」)を含むあらゆる受動的所得を FSIE 制度の対象とすべきと明記。これを受け、今回 2023 年の法案は、2024 年 1 月 1 日より実施するために今年 10 月 13 日に官報に掲載され、10 月 18 日に立法会に提出された。引き続き対象企業において上①～④の 4 種類のオフショア受動的所得)のみを対象とし、オフショア能動的所得は対象外。主な改正内容としては、処分益対象となる所得の範囲を拡大し、すべての種類の資産処分によるオフショア源泉の

<sup>1</sup> 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2022 年第 13 号「[香港の受動的所得に対するオフショア免税制度\(FSIE 制度\)の改正法案](#)」をご参照

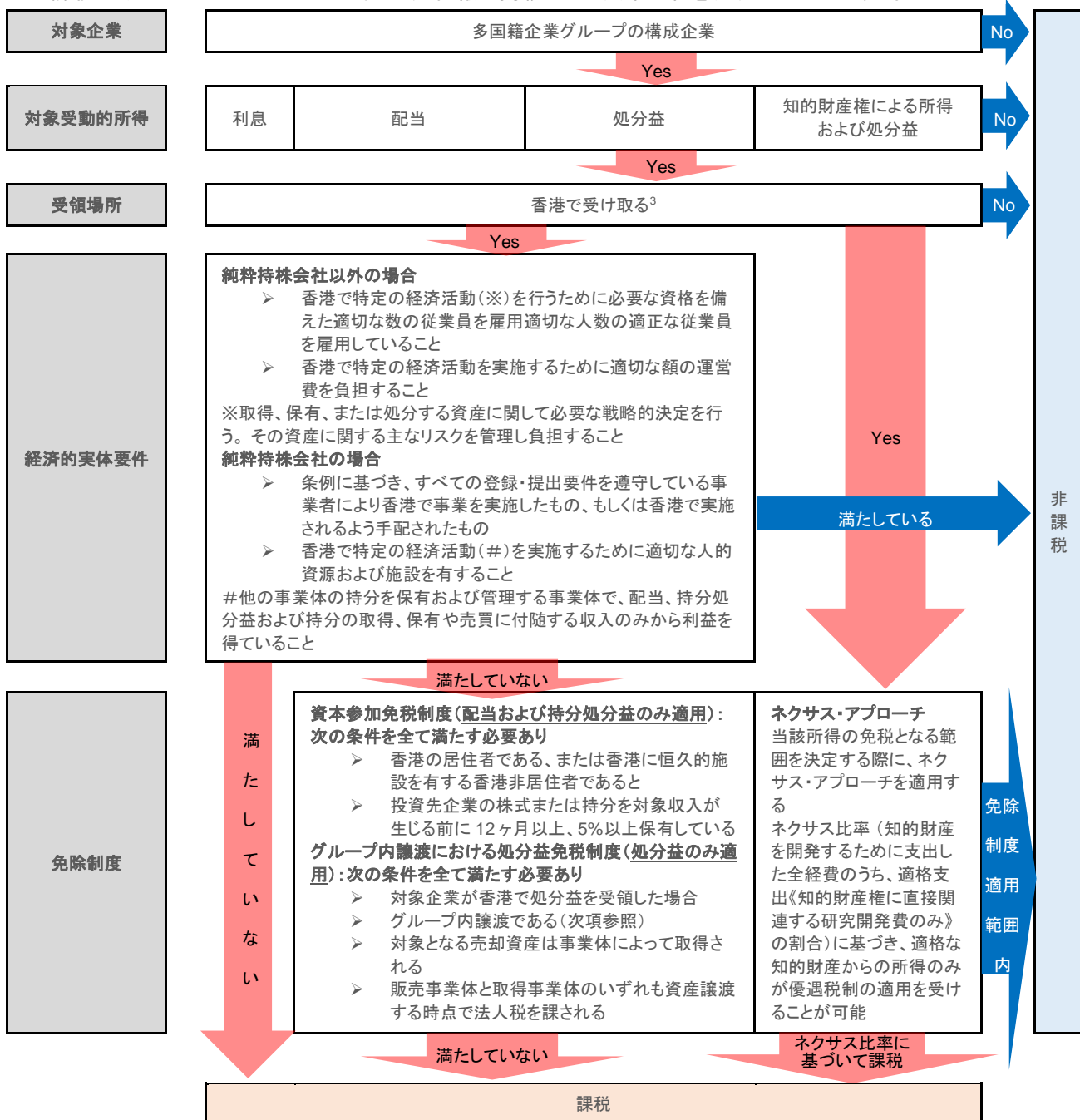
<sup>2</sup> FSIE に関する EU ガイダンスは [EU レポート](#) の Annex をご参照

利益を含むとしている。対象となる資産については、EU が非網羅的なアプローチを採用する必要があると示唆しているため、この法案は具体的な対象リストを定めていない。

もし香港が FSIE ガイダンスを遵守せず、EU のブラックリストに掲載された場合、香港企業の金融取引に対する監視の目が強まり、監査リスクの増大に直面することになる。更なる問題として、EU 諸国で損金算入が認められず、源泉税率が引き上げられる可能性もある。そのため、香港政府は FSIE 制度の変更に迅速に対応する必要に迫られている。

## 2. 本法案の改正内容

以下課税判断フローチャートは 2023 年 10 月官報に掲載された法案内容を反映したものである。



<sup>3</sup> 香港で受け取るとは、1)その金額が香港に送金、もしくは持ち込まれた場合、2)香港で行われている事業で発生した債務の返済に使用される場合、3)その金額で動産を購入し、それを香港に持ち込む場合のこと

今回の税制改正により、処分益対象となる所得の範囲が拡大される。従来の持分処分益のみならず、動産および不動産の資産売却における処分益も救済措置要件に満たさない場合香港で課税されることになる。その改正内容を抜粋して下表に整理する。

概要（抜粋）		
処分益の対象	<p><u>動産および不動産の売却による処分益（以下：処分益）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 動産：不動産を除くあらゆる種類の財産を指す</li> <li>▪ 不動産： <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土地（水で覆われているかどうかに関わらず）</li> <li>➢ 土地内または土地上の不動産、権利、権益または地役権</li> <li>➢ 土地に取り付けられたもの、または土地に取り付けられたものに永久的に固定されたもの</li> </ul> </li> <li>▪ 処分益：IP 処分益および非 IP 処分益 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IP 処分益： 知的財産の販売から得られる利益</li> <li>➢ 非 IP 処分益： IP 処分益を除く、動産および不動産の売却から得られる利益</li> </ul> </li> </ul>	
対象外となる処分益	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ トレーダーである事業体による発生し、トレーダーとしての事業に由来する、またはそれに付随する非知的財産権の処分益</li> </ul>	
グループ内譲渡における処分益免税制度	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 以下要件をすべて満たす場合免除可能となる <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 対象企業が香港で処分益を受領した場合</li> <li>ii. グループ内譲渡である</li> <li>iii. 対象となる売却資産は事業体<sup>4</sup>によって取得される</li> <li>iv. 販売事業体と取得事業体の両方も資産譲渡する時点で、法人税が徴収される</li> </ol> </li> </ul>
	「グループ内」定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 以下のいずれかを満たす場合グループ内譲渡とみなされる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ そのうちの一方が他方に対して関連権益を有する</li> <li>➢ 第三の事業体が販売事業体と取得事業体の両方に対して関連権益を有する</li> </ul> </li> </ul>
	関連権益定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 以下のいずれかを満たす場合、事業体 A は事業体 B の関連権益を有するとみなされる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業体 A は、直接または間接に事業体 B の 75% 以上受益権を保有</li> <li>➢ 事業体 A は、直接または間接に事業体 B の 75% 以上議決権を行使可能、または行使可能な権利を保有</li> </ul> </li> </ul>
	濫用防止規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 処分益が生じた動産および不動産が 2 年以内に以下いずれかが発生する場合、グループ内譲渡の免税制度は適用されなくなる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 販売事業体または取得事業体は利益税が徴収されない（事例①）</li> <li>➢ 販売事業体または取得事業体は相互の関連会社ではなくなる（事例②）</li> </ul> </li> </ul>
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 取得事業体は販売事業体と同じ費用、同じ日に対象動産および不動産を取得したものとして扱われる</li> <li>▪ 将来対象動産および不動産を第三者に販売する際に上記の取得金額で譲渡益を計算し、税金を納める</li> </ul>
	事例①	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ HK 社は F 税務管轄区域にある F 社の完全子会社であった。HK 社と F 社とも香港にて事業を行われていた。F 社は 2025 年 1 月 1 日より香港での事業を停止する。この日をもって F 社は香港での課税義務を終了する</li> </ul>
	事例②	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ HK1 社は HK2 の 100% 所有権を保有していた。2025 年 2 月 1 日に、HK1 は HK2 の所有権を第 3 者に売却する。HK1 と HK2 は相互の関連会社の関係を終了する</li> </ul>

<sup>4</sup> 事業体とは法人（自然人を除く）または、パートナーシップや信託など個別財務アカウントを持つ組織

### 3. まとめ

香港政府は、EUの要請に応じて税制を見直すとしながらも、地理的源泉地課税の原則<sup>5</sup>を維持して香港の競争力がある簡素な税制を堅持するよう努めると改めて述べた。今回は主にペーパーカンパニーの海外処分益の二重非課税を防止する改正内容となっているため、香港にて経済的実体を持つ日本企業を含む多国籍企業への影響は限定的と考えられる。さらに、グループ間の株式取引における免税制度やトレーダーが通常業務時に資産を売却する際に生じる処分益免税の特例を設けている。たとえば、香港で証券売買業務を行っている多国籍企業は香港にて一定の経済活動を実施していることが証明できれば海外での株式取引で発生する売却益は特定国外源泉所得の範囲から除外される。

将来的にM&Aや資本再編等の取引を実施する計画がある場合、今回の改正内容を踏まえ、実施時期や潜在的な税務リスクについて検証の必要があるだろう。経済的実体を満たしていない企業はこれを機に、ふさわしい経歴を持つ従業員を適正数雇用し、多くの事業経費を負担することによって会社の実体を充実させるのも対策の一つといえよう。たとえ、経済的実体要件を満たすことができない企業であっても、海外で発生する資産処分による利益は通常、源泉地国の税務管轄区域で課税されるため、ユニラテラルな税額控除を適用することで二重課税が回避可能となる。納税の不確実性を抱く企業は法案が通る来年年始までに税務局局長の意見(The Commission's opinion)を申請する、もしくは改正条例施行後に事前裁定(Advance Ruling)にて当局の見解を問い合わせるのもよいだろう。

改正案はまだ立法会にて審議中であり、可決までに変更される可能性があるため、今後の動向に引き続き注視していきたい。

以上

---

<sup>5</sup> 地理的源泉地課税の原則(Territorial source principle)とは香港域内で生じた所得に限って課税する属地的課税方式である

	発行日	タイトル
2023 年第 12 号	2023/10/18	<a href="#">落馬洲ループにおける香港・深圳イノベーション&amp;テクノロジーパークの開発</a>
2023 年第 11 号	2023/9/8	<a href="#">海南島のヘルスケア最前線、日系企業進出を見据えたビジネスチャンスについて</a>
2023 年第 10 号	2023/8/25	<a href="#">港珠澳大橋における最新動向と展望</a>

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) [https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive\\_JPN.pdf](https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf)

(英語) [https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive\\_ENG.pdf](https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf)

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.